

資料：女性・子どもの危急対応と社会資源（1）

—— 新宿1946～1954の検討を中心に ——

田 中 弘 子

(家庭科研究室)

序

19世紀後半から20世紀にかけて、日本において女性と子どもの性と人権に関わる法制面の大きい節目として、家制度と多妻制、公娼制度の問題と、調整弁の役割を果たす「墮胎罪」がある。その後の諸グループのうねりのような廃娼・存娼運動、および人工妊娠中絶に対すとり組みの1つの結果として、敗戦後の旧「優性（母体）保護法」と「売春防止法」が成立した。

これらの法制は、当事者の意思レベルと、多くの人々のとり組みないし世論と、1つの結果として達成された時の法制であり国の意思等の間に、幾層にもわたって存在するそれも大きい齟齬が、後代の人々に重大な課題を残し、論議と見直しを繰り返してきている。^{註1)}

つい最近に至って、世界的な情報交換と交流も手伝って、それぞれの国において、女性・子ど

註1) 1960年代後半からの、世界の女性運動の重要な課題の1つは、人工妊娠中絶の合法化と安全を得ることであった。(国連の調査では、現在も世界で危険な中絶のために死亡する女性は約20万人いる。) 1973年に米国連邦最高裁が中絶の合憲判決を出したが、'89年には保守派の判事が最高裁に送られたり、州レベルの判決では一部の規制を認めるに到った。また、中絶手術を行なうクリニックや妊娠女性が襲撃される事件が続いた。

日本において、旧「優生保護法」は1948年に制定された。中絶の合法化に際し、「優生問題」に関して、時代に逆行する許可条項に、さらに翌年「経済的理由」が加えられた。実質的には人口の抑制を目的として、他国より早く人工妊娠中絶の合法化を実施したものである。他方、刑法では現在も「墮胎罪」が続いており、人口政策によってはその適用もあり得る。

この旧「優生保護法」に関し、弱者を産む権利、弱者が生まれる権利を否定する事に反対する障害者の解放運動と、性が当事者によって決定され、reproductive health/rights が優先され尊重されなければならないという考え方を前提にした女性運動が高まった。1972、'73年、および'82、'83年、に「経済的理由」を削除しようとする動きがあり、これに対して上記のとり組みによって、墮胎罪と優生保護法の廃止を広く訴えた。その結果、「経済的理由」の削除については食い止めることができた。現在まで、中絶の99%が経済的な理由によるものである。

しかし1990年には、「科学的な根拠」という理由のもとに、人工妊娠中絶の「可能な期間の短縮」が突然に実施されることになった。とり組みの3回目の大きい山は、1996年であった。'94年のカイロ国際会議で日本の状況が批判され、「らい予防法」が廃止されたことで、旧「優生保護法」のうち、「優生」に関わる部分を削除するというものである。実際にはとり組みの最中、意表をつくかのように、早朝の国会において「改称と条項削除」が素早く通過し決定された。

もの健康と安全を脅かすあらゆる種類の暴力について注目し、女性たちの力を梃子にして、数多くの立法を実現してきた。これらの過程で、とくに女性たちが学んできたのは、国や経済がその危機や利益にあたって、人間の、とくに女性や子どもの性や人権に対してどのような態度や行動を示すか（戦時下の性の強要や、奴隷化が象徴的な例であるように）が問われること。逆に日常生活において、暴力によって女性のセクシュアリティが危機に晒された時に、当事者がどのような行動をとることが可能であり、社会や国が何ができるのかによって、全体的な領域の器量が試されるという事である。

この調査では、危急に遭い、健康や安全を脅かされた女性や子どもが、その背景を含めてどのような状態にあったかを詳細に検討する。また、個々の人々が社会復帰をするに際し、それぞれが必要とする支援や社会資源について考察するために、具体的な史料とケースを検討したい。

I 女性史への布石

女性の健康と安全、安心を脅かす問題の中で、「性の取引」に関することは、女性たちのさまざまなとり組みにおいても、教育においても、視点として見落とされがちであり、従来の固定観念から自由であることが難しく、また場合によっては飛躍しがちである。しかし性の「買い手」「売り手」の範囲は拡大し、その「手法」はさまざまに種類が増加し変化をして来ており、まさに日常的に足元に存在することは広く知られている。

「性の取引」に関し人々が使う用語は、古くから無尽と言える程にさまざまあり、同じ国においても地方によって異なる。そのほとんどが公然とは使われず、しかも侮蔑を含んだものが多い。“prostitution”は古代ヨーロッパ(“prostituere”)以来、「街に立つて」取引をする意味でつかわれている。日本語の「売春」は、近代後半より言い慣わされて来ており、“prostitution”に近い使われ方をするが、「春をひさぐ」という語と連動し、用語からは前近代的な人身売買を連想させる。また、若年女性が犠牲になるという情緒的な響きがある。近年は、性産業や業者、および買い手をより意識化するために、「買売春」の表記が使われるようになった。

最近の日本において、はげしい論争となった用語“sex work”の概念は、主としてヨーロッパにおける、長い間の当事者自身による待遇改善等のための運動の延長上にある。彼女(彼)たちが、主張してきた職業としての位置づけが、ひろく定着を勝ち取りつつある。“sex work”は、現代的な「性の取引」の状況や内容を示すのに適する場合があるけれども、その適用がふさわしいとは考えられない範囲、また、当事者の意識としてあてはまらない場合—前近代的な人身売買または近い状況を含め—の問題が重要である。日本において歴史的に、相互に扶けあい、意思を一定主張できる、当事者たちの「組合」への参加の機会にはめぐり合わなかった、大多数の人々も同様である。

「性の取引」に関し、現在の世界におけるそれぞれの社会や国の意思として、主に次の3つの種類の試みがあり、それらは歴史的に初めて試される複数の視点であることを意味している。

第1の視点は、性の自己決定が可能である（とくにその社会の教育等のシステムによって）（ヨーロッパのいくつかの国の）土壌において、その延長上に成立するであろう「性の取引」が、種々の規制・要件を伴って公認され、“sex work”が職業としてあるという考え方である。（現実に働いている性労働当事者の健康や安全、労働環境が十全にまもられねばならず、それは

本来すべての従事者に言い得る事である。)

“prostitutes”の権利のための国際委員会(International Committee for Prostitutes' Rights) (以下はICPR)は、“prostitutes”およびその経験者がいかなる立場・条件に関わらず、それらすべての女性に、ほかの市民と同じ人権が認められるよう要求している。性取引に対する処罰化や犯罪化、また国による規制は、決して彼女たちをまもる事にはならない。これまで、彼女たちの人権を否定することが、ほかの女性や公的秩序をまもり、衛生、道徳、国の対面を保つと、本気で信じられ正当化されてきた。国が自らの矛盾について、その解決の努力を拒否することによって二重の矛盾をおかし、さらにその責任を“prostitutes”に負わせるのである。こうして彼女たちは、暴力からの安全や、公正な裁判、さまざまな自由が社会的に奪われている。^{註2)}

1985年にICPRが採択した世界憲章は、「性の取引」を合法的な仕事として規定し直すことを要求している。また、欧州議会は「女性に対する暴力に関する決議案」を採択し、これによって「性の取引」および“prostitutes”に対する「非処罰化」に向けて、一歩を踏み出した。

これらの当事者、少数派の人々に対し、いわゆる中産・知識階層、研究者、運動家、労働者である女性たちによる、法案や施策に対する合理的なチェックが、すなわち、すべての女性が自分の足元の問題をよく理解しとり組める事が、間接的だが強力な支援になる。

たとえば、フランスにおけるバリテ論争、とくにE.Badinterを含むグループが議会で提起した意見。また日本において、DV防止法案が提出される直前に、「婦人保護事業」の全国女性相談員団体および全国施設組織が提出した2つの意見書のような形においてである。1つは、一定の女性たちに起こる問題を、普遍的な問題、女性総体にとっての問題としてとらえようとする姿勢である。もう1つは、プロフェッショナルとして日常的に対応している、性と人権に関わる問題の実情、またその変化の中で見える「より正確な事実」を、広く提起することである。

第2は、第1の考え方とは反対に、性の取引は決して1つの職業として考えられるべきではなく、それを成り立たせている「顧客」と、女性・子どもを搾取する「市場」を正当化することはできないという主張である。スウェーデンにおいて、そのような議論や運動の結果、「女性のIntegrityに対する重大な侵害」罪の制定(1998)、同時期に「金銭による性的サービス取得の禁止」等の刑法改正を行い、後者では買い手だけが処罰される事になった。その視点は、女性や子どもの性的奴隷売買をなくそうとする試みに対しても、プラスになると考えられた。

それらは、スウェーデンにおける女性の権利と地位に関するあらゆる領域の改革の一環として、長いとり組みの上に成立したものである。性を売る側の行為については、これを犯罪とみなすのではなく、社会的なシステムの中で解決されるべきものとの結論に達した。

韓国では、「性暴力犯罪の処罰および被害者保護等に関する法律」(性暴力特別法, 1993), お

註2) 1991年に、アジア女性人権評議会が「アジア女性人身売買問題国際会議」をソウルにおいて開き、13か国から参加した女性たちの報告があった。そこでは、性を売る厳密な意味の人身売買だけでなく、いわゆる「写真花嫁」「家事労働者」などが含まれた。

1992年には、タイ女性を支援する日本の女性グループが、タイ北部で地元の10以上のNGOとともに、「日本におけるタイ女性の殺人事件」についてセミナーを開き、台湾、香港、フィリピンなどからも参加があった。バンコクの弁護士T.トンバオ氏は事件に衝撃をうけ、「日本はタイ女性の地獄か、監獄か?」というタイトルの連載記事を書いた。

よび家庭暴力関連二法（1997）、これらを併せていわゆる「女性に対する暴力関連三法」を女性たちの強力で全国的な組織展開によって成立させた。後者の二法と同時期に、「売春防止法」の処罰対象について、処罰の男女平等のための改正を行なった。^{註3)}

第3に、日本においては、売り手の処罰化に対し、当事者たちの激しい反対運動を経て、「売春防止法」（1956）が制定された。売り手は非処罰だが、彼女たちを「更生、保護する」という発想から成立したもので、結果的には女性たちに対する差別の追認である「防止、取締り」となり、当初よりはげしい論議が続いているが、法改正まで漕ぎつく事ができないでいる。^{註4)}

性産業や組織的な業者は、次々と手法や名称を変えながら性取引の場の範囲を拡大し（第2の視点「性取引禁止」法の場合にも、手法を変えた裏取引が聞かれる）、業種の境界があいまいである事が特徴的である。もう一方で、日本古来の「接待」「芸芸」「耽美」などの風俗・文化との密接な関係の中に「性の取引」が存在するので、当事者のよりよい状況のための方向性と、法律改正問題の舵取りを困難にしている。^{註5)}

Ⅱ 調査研究の枠組み

1 シェルターの概要

シェルター G は、女性による法人が明治より「女性の福祉」に関し積極的に展開してきた活動の中心の1つである。「一夫一婦」制の実現および「在外の買売春問題」に関し、「刑法及民法改正の件請願」を帝国議会で署名とともに提出している。1894（M.27）年に新宿に居を定め、女性のための「救済館」として開始したのが G の前身である。

1958年よりは、「売春防止法」に拠る「婦人保護事業」の一環である、「婦人保護施設」の1つとして東京都より委託をうけたことで、公的機関に準ずる位置づけをもっている。しかし同時に、後援会をもち、近年は NGO、ボランティア等も参加し、次第にオープンで独創的な性格を強くしていくという意味で、民間性が強い施設である。

註3) 韓 明淑、韓国の女性政策決定過程における女性運動の役割、女性学 Vol.5、日本女性学会、1997、張 允瓊、韓国における性暴力および家庭暴力防止法制定のとりくみ、国際シンポジウム 安全な社会をめざして、2001

註4) いわゆるドメスティック・バイオレンス防止法案（以下は DV 防止法）（2001制定）が提出されるまでの最終段階の問題の柱は、①「売春防止法」の留保と、②危急時の「保護命令」の要件の問題、であった。したがって、シェルター等の現場で働く人々および多くの当事者にとっての問題は、DV 法の対象が、“domestic（親密な関係）一般”に拡大されなかった事である（1970年代に DV 防止法をスタートした米国の統計結果による示唆に関わらず）。しかし、先に述べたように「保護事業」現場からの意見によって、多少の修正が行なわれた。ところが、その受け皿や人材（窓口、相談員、センター、シェルターなど、社会復帰のための一切）に関しては、「売春防止法」に拠る「婦人保護事業」の機関や機能を、利用・調整する事について、各自自治体が任せられる形となった。

註5) 古代後期の「巫女」や「采女」（うねめ）制では、彼女たちの歌舞や雑役による「奉仕」がみられる。「万葉集」には、芸能によって「官人接待」をする「遊行女婦」「遊行女兒」（うかれめ）が登場し、12世紀に編まれた『梁塵秘抄』では、「遊女」によって謡い継がれたと考えられる今様が残されている。12世紀後半よりは産業・流通の発達にもなって、「遊女」の階層化と棲み分けがすすみ、それらに含まれる「性の取引」の秩序や地位が変動し分化していった。

日本におけるシェルターについて、歴史的にみられる類型としては（１）旧来の、宗教施設などにおける、或はいわゆる篤志家が私財を投じて行なう受入れ（２）前述のような法に依拠する公的、またはGのような組織的な施設（３）近年みられる、主として女性たちが設立する民間の施設、の3つがある。^{註6)}

2 時代区分

Gの設立当初の「規則」には、半世紀以上も後の「売春防止法」を先取りする点がみられる。実際の運営面では、名目上「(人身売買(身売り)または買売春(売春)の)おそれ」として、「貧困」や何らかの理由で養育・教育する「家族・身寄り」をもたない、または危急にある若年女性まで範囲を広げている。この事実も、Gの長い歴史の中で「婦人保護事業」の委託をうけた後の一時期を除いて、変わらない点である。またGの指針として「自立自治」を旨として、昼間の職業・仕事と夜間の教育を実施していた。

敗戦後よりほぼ現代までを通して、Gについて仮に次のように時代の区分を試みた。

(1) 1946～1954

敗戦より、「売春防止法」制定以前の時期

(2) 1955～1964

「売春防止法」制定前後から、セクシュアリティの概念が変革される以前の時期

(3) 1965～1990s.

女性の権利と、性、人権の問題が広く意識化されてきた時期

3 利用者の生活と選択 (1946～1954)

敗戦後Gは、東京都から米兵相手の「街娼」の「救済」を依頼されて事業を再開し、その後も改称と移転を経て、1951年に新宿に居を戻した。この時期ほど、様々な場所から多種多様な理由、立場から、利用されたシェルターの事例はないと言えるのではないかと。家族内で性虐待を受けた、あるいは妊娠している、親に売られた等の若年女性たちの問題。^{註7)} そのような意味で、Gは女性の問題と歴史を具体的に証明する稀有な存在である。

Ⅲ 調査研究の概要

1 調査の対象と方法

(1) 背景となる法的根拠と行政施策

徳川初期からの公娼制は明治に至って、「近代化」に向けての政治的経済的な必要性から、いわゆる「娼妓解放令」を發布した。これ以降、新たな統制や管理的な状況に対し、にわかに議論と運動がさまざまに展開された。その中でとくに衛生面が強調された点が、近代化にむけ

註6) 1997年より、女性に対する暴力の被害者と子どもを支援する、9つの各地の民間駆け込みシェルターが連携して全国女性シェルターネットを形成している。2001年現在で、全国に約30箇所が設立されている。

註7) (社)G編、G百年のあゆみ、1994年

た国力を意識していたことを象徴している。そのような議論や運動の中にも、各階層において買売春に対する誤解や偏見、侮蔑的な見方、表現が濫発されている。この事を含めて、これらの状況が戦争中に肥大化した性奴隷化体制に繋がっていったと言い得る。

広く知られている事として、敗戦直後の1945. 8. 18に、内務省より庁府県長官宛に「外国軍駐屯地における慰安施設について」無電通牒し、「日本人の保護」を目的として実施する旨を伝えている。これに対して、同年9月「RAA趣意書」^{註8)}によって、東京の7つの同業組合が合流し「特殊慰安施設協会」を構成して、連合軍の進駐に対し「一億の純潔を護り」「国体護持」、あるいは「両国民の意志の疎通」「国民外交」「平和世界建設」に寄与するという理由で、出資と支援を内務省に願っている。

しかしながら、翌1946年1月より、連合軍最高司令部代表とのやりとりから、急激に「公娼制度」廃止に向かった。政治の表舞台としては、<表I>のような経緯を辿った。（その結果は、要所要所のいわゆる「集娼」の形成と沖縄での犠牲をもたらせたのである。）^{註9)}

<表I>のうち、1946年の「婦人保護に関する件」の「婦人保護要綱 第2-1, 2」で、早くも「Gでの受入れ」を想定している。後の1955年「売春婦更生保護実施要領」では、「4収容保護施設」において「当分の間、利用する」として、Gを含む7つの施設を指定している。

（2）調査の対象と実施方法

調査の対象は、協力が得られたGの1947年（1946年の記録は存在しない）から1954年までの利用者について、背景と生活状況、問題等を集計し、それらを数値的にとらえる。^{註10)}（本稿（1））次に、社会復帰の際の個人資源、支援状況、社会資源等についてはできる限り個別的に検討したい。（次回（2））

史料から得られる利用者数は、次のようである。

1947 (S. 22) 年度	23人
1948 (S. 23) 年度	46人
1949 (S. 24) 年度	55人
1950 (S. 25) 年度	69人
1951 (S. 26) 年度	59人

註8) Recreation and Amusement Association（日本名「特殊慰安施設協会」）内務省の命令で、警察庁が指導し、大蔵省の融資によって、貸座敷業者をつかって設立させた「占領軍むけ性的慰安施設」である。敗戦直後の銀座のRAA本部に、「新日本女性に告ぐ!」「女性事務員募集、年齢18歳以上25歳まで、宿舎・被服・食糧など全部支給」という広告が出され、多くの女性が応募した。地方にもつくられ、一時は7万人が働いた。GHQは、日本の行政をつかって検診を強制したが、性病が蔓延し、1946年に立ち入り禁止を命じた。これによって、5万人以上の女性が街頭に出て、街娼発生の原因となった。

註9) 1949年の「廃娼協約」には、日本、英、仏、伊を含め、百か国が調印している。（J. G. Mancini, PROSTITUTION ET PROXÉNÉTISME, 1951）

註10) 受益者が、公的機関を含めて社会資源を「利用する」という発想から、「利用者」等の用語が広く使用されるようになったのは、1980年代になってからの事である。（「保護」「収容」という意識と用語は切り替えられたが、当事者にとって必ずしも「利用」という表現が実態に沿っているわけではないという実感がある。「保護」「収容」の語は、「転落」「虞」等とともに、犯罪や取締り対象、またはそれらに近い位置づけをするような観点が歴史的に付与されて来た。）

1952 (S.27) 年度	45人
1953 (S.28) 年度	41人
1954 (S.29) 年度	42人
計	380人

(3) 分析の枠組み

本調査研究は、時代を区切り、その政治的社会的な背景の中で、第1に、女性や子どもが、その健康や安全、安心をどのような要因によって脅かされ、どのような状況におかれたのか、を問題ごとに検討する。(本稿(1))

同様に第2は、そのひとりひとりが社会復帰を選択し得た場合に、個人資源(物質的、人的など)として何があったか、また社会的な関わりの中では(支援や、社会的な保障制度の利用など)どのような資源があったかを個別具体的に探りたい。(次回(2))

第1の要因や状況に関わる問題(項目)を、次のように設定した。

- ① 出身地
- ② 受入時の年齢
- ③ 学歴
- ④ 相談経路
- ⑤ 利用事由
- ⑥ 健康状態
- ⑦ 家族状況

①の出身地に関しては、本来は「住所」「出生地」「生育地」によって利用分布が明らかとなり、直前の生活を推測する資料となるが、記録には住所、出生地、生育地は「不明」または「不定」が圧倒的に多い。ことに出生地は、例えば1947(S.22)年では100%が不明となっている。したがって、ここでは本籍によって、おおよその分布の目安を得ることにした。

②の受入時の年齢については、受入れられた日時から生年月日を差し引いたものである。

③の学歴については、直接うけた学校教育が「要因」との関連で、また「個人資源」としても重要な因子と考えられる。旧制であるか新制であるかについては、平均的な学齢によってグループ化した。

④相談経路は、個々さまざまであったが、それぞれ系統、管轄などにより「福祉」「警察」「直接」「行政」「病院」「その他」の6つに分類した。「行政」には、区役所、民生局等が多く含まれる。

⑤利用事由は、個々の事情が多岐にわたるので分類する事は困難である。1947年から1954年までの8年間の合計で、頻度が高い順に各事項をあげた。⑥健康状態も同様である。

⑦家族状況については、「生育家族」「結婚状況」「結婚後等の家族」いづれも、利用事由等の問題の「要因」や「その後の生活状況」と関連が深い。受入時年齢で10代が50%近いので、「未婚」の申告がさらに高い率である。「生育家族」「結婚後等の家族」については、それぞれ直前の家族の状況が、より問題の「要因」との関係が深いと考えられる。結婚等をして「第2の家族」を形成した事例については、個別検討において詳しく見る事にして、ここでは「生育

家族」について集計した。

2 調査の結果

(1) 利用者の背景

① 出身地（図Ⅰ－1，2）

1946年から1954年の8年間の合計で、利用者の分布はほぼ全国にわたる。地域的には、関東以北が約57%を占める。多い順に東京、北海道、茨城、大阪、静岡である。沖縄、樺太、朝鮮、台湾、不詳を含めると、合計約5%である。

② 受入時の年齢（図Ⅱ－1，2）

受入時の年齢は、8年間の合計で15歳から19歳までが約45%と圧倒的に多く、14歳以下を含めると約47%である。とくに、1950（S.25）年度、'51（S.26）年度、'54（S.29）年度は、20歳未満が過半数を占める。

③ 学歴（図Ⅲ－1，2）

学歴の申告は、尋常小学校・小学校を中退している人が合計約10.8%で、未就学と合わせると約13.4%である。小学校卒と高等小学校中退、および高等小学校卒と中学校中退のそれぞれの合計が近似しており、約20%、21%である。これらによって、過半数の約54%が、まったく学校教育をうけていないか、または15歳未満で学業を離れていることになる。

高等女学校中退・中学校卒、および高等女学校卒・高校中退それぞれの合計が、約16%、17%と近似している。

高校卒が約4.5%いるが、不明（申告しない人も含まれると考えられる）が約2.4%いる。

④ 相談経路（図Ⅳ－1，2）

相談経路としては、福祉関連が1947年度を除いてどの年度も多く、合計で約54%を占める。警察を経由した人が、8年間の合計では約15%を占めるが、1946年、'47年度はとくに多く、前者は約52%である。公的機関を経ないで直接きた人と行政を経由した人が、8年間の合計ではほぼ同じであり、それぞれ約11%を占める。

⑤ 利用事由（図Ⅴ－1，2）

シェルターを利用した事由は、「生活難」が8年間の合計で約33%と最も多い。しかし、「家出」「浮浪」「家庭不和」「孤児」のどれもが先の事由と関連が深く、実際には1つ1つ分かち難くあり、個々人から見ると背負い切れない問題を重複している場合が多い。後者の4つの事由を合計すると、約53%である。上述のすべてに「離婚」を加えると、家族や経済など主として生活的な背景による事由が、合計約87%を占める。

「強姦」「誘惑」「犯罪」など、主として個人的に事件として遭遇したことによる事由が、合わせて約4%である。

「自殺未遂」「病気」の合計約2%が含まれる事、「その他」「不明」が約7%ある事など、行政、福祉、また医療、教育等の不備とシェルターが抱える問題の困難さを示している。

⑥ 健康状態（図Ⅵ－1，2）

健康状態については、「なし」が全体の約21%だが、「不明」が61%と多く、当事者の意識としても、健康問題を後回しにして申告しないという深刻な状況が窺える。

そのような中でも、「病気」「性病」の申告が各年度に常にあり、8年間の合計はそれぞれ約7%、約5%、「障害」「依存症」がそれぞれ約2%、約1%あった。これらはいづれも、

緊急に医療的な対応が必要であったと推測される（計15%）。ほかに、「妊娠」が約3%あった。

⑦ 家族状況（図Ⅶ-1, 2）

生育家族員数は、「0～2人」が約48%と最も多く、「その他」「不明」と合せると約58%と過半数を占める。この事は、当事者を養育・教育するバックグラウンド、ないし相互に助け合う対象としての家族等の問題が大きいことを物語っている。

その他「3～5人」が約28%、「6～8人」が約14%あった。

結

本研究の調査対象となったシェルター G と利用者について、次のような論点が得られた。G が設立当初より明確な位置づけをもって、とくに買春問題などについて行政や立法に対する働きかけを行い、財政上も運営面でも創意工夫を重ねてきた。そのような側面からは民間性が強いと言える。一方で、緊急時に政府より「女性の救済」について委託等なされてきており、経済面や責任体制の安定からも、公的機関としての性格を併せもっている。これらから、G は、行政、とくに福祉の貧困の歴史を、如実に証明していると言える。

G の利用者は、1946年から1954年の期間で見ると、当然ながら時代背景と社会状況を強く反映している。G を利用する要因として、養育・教育主体である家族等を失ったり、または当事者がある犠牲になって生活難に陥った事、強姦や犯罪に遭遇した事などがあげられる。当事者は、何重にも問題を背負い、緊急に医療的な対応や、立ち上がるための社会知やスキルを得る学習の機会が必要になってくる。

本研究の調査結果から、要約されるのは次のよう諸点である。第1は、住所、出生地、生育地が不明、または不定が圧倒的に多いこと、シェルター受入れ時の年齢は全体の50%前後が10代であること、約54%が15歳未満で学校教育を離れていること、生育家族員などのバックグラウンドが「0～2人」「その他」「不明」が約58%あること。これらは背景に戦争などの危機状態があったとはいえ、現在も外国人への肩代わりを含めて、社会的に多方面の諸支援や行政上の手だて・措置が必要な課題としてある。

第2は、利用者の相談経路とシェルター受入事由、および健康状態について、個々人の事情はまったく異なり、それぞれが複雑で重複する問題を背負っている場合が少なくない。それらの個々の問題に対する、専門的なアクセスや種々の社会的に手厚い支援が必要である。その上で、一人一人が社会復帰していくためには、一定期間安心して生活できる場と総合的立体的な支援体制が求められる。

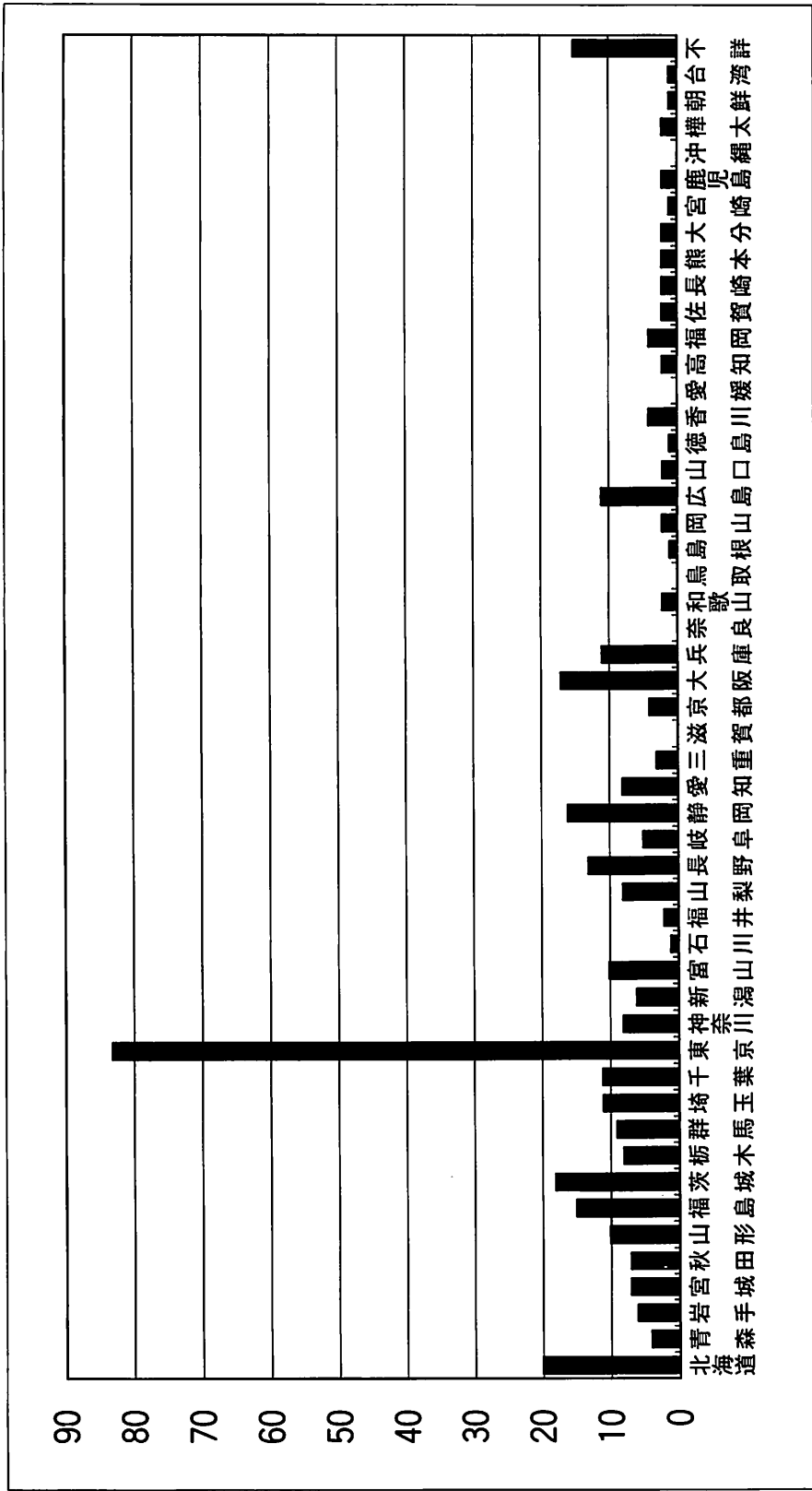
なお、相談経路として「直接きた人」が合計約11%あったことは、G の民間性を示す数値として注目される。シェルターが個人個人の危急に対して、緊急に柔軟に対応できることが鉄則であり、この点は全国的にみて現在も実現されている所は少ない。利用者にとってはひとまず、食べられること、安全と安心、ほかの人間と心を開いて手を結び合えることが必須である。

次の調査研究において、利用者の選択と社会復帰に際し、諸支援と社会資源について考えていく時、以上の諸点を視野に入れていく必要がある。

(2002年10月17日受理)

表 I 敗戦後から「売春防止法」以前の主な法的根拠、行政施策

時 期	法的根拠・行政施策
<p>1946 (S.21)</p> <p>1947 (S.22)</p> <p>1949 (S.24)</p> <p>1953 (S.28)</p>	<p>内務省「公娼制度廃止に関する件」 最高司令部代表「主題「日本における公娼廃止」に関する件」（「日本帝国政府に対する覚書」） 事務次官等会議決定「私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策」 厚生省（依命通牒）「婦人保護に関する件」 勅令「婦女に売いんさせた者等の処罰に関する勅令」 東京都条例「売春等取締条例」 議員立法「売春等処罰法案」提出（～1955否決） 売春対策小委員会、関係官庁売春総合対策懇談会</p>
<p>1955 (S.30)</p> <p>1956 (S.31)</p>	<p>衆議院法務委員会「売春等に関する決議」 売春問題連絡協議会（閣議決定） 最高裁「前借金の無効」判決（未成年者の人身売買にひとしい公序良俗に反する稼働契約に伴う前借金は無効である） 売春婦更生保護実施要領 売春対策審議会（総理府設置法の一部を改正する法律、法律第5号）（総理府の付属機関、現行） 売春対策審議会令（政令第17号）</p>



図I-1 出身地の分布

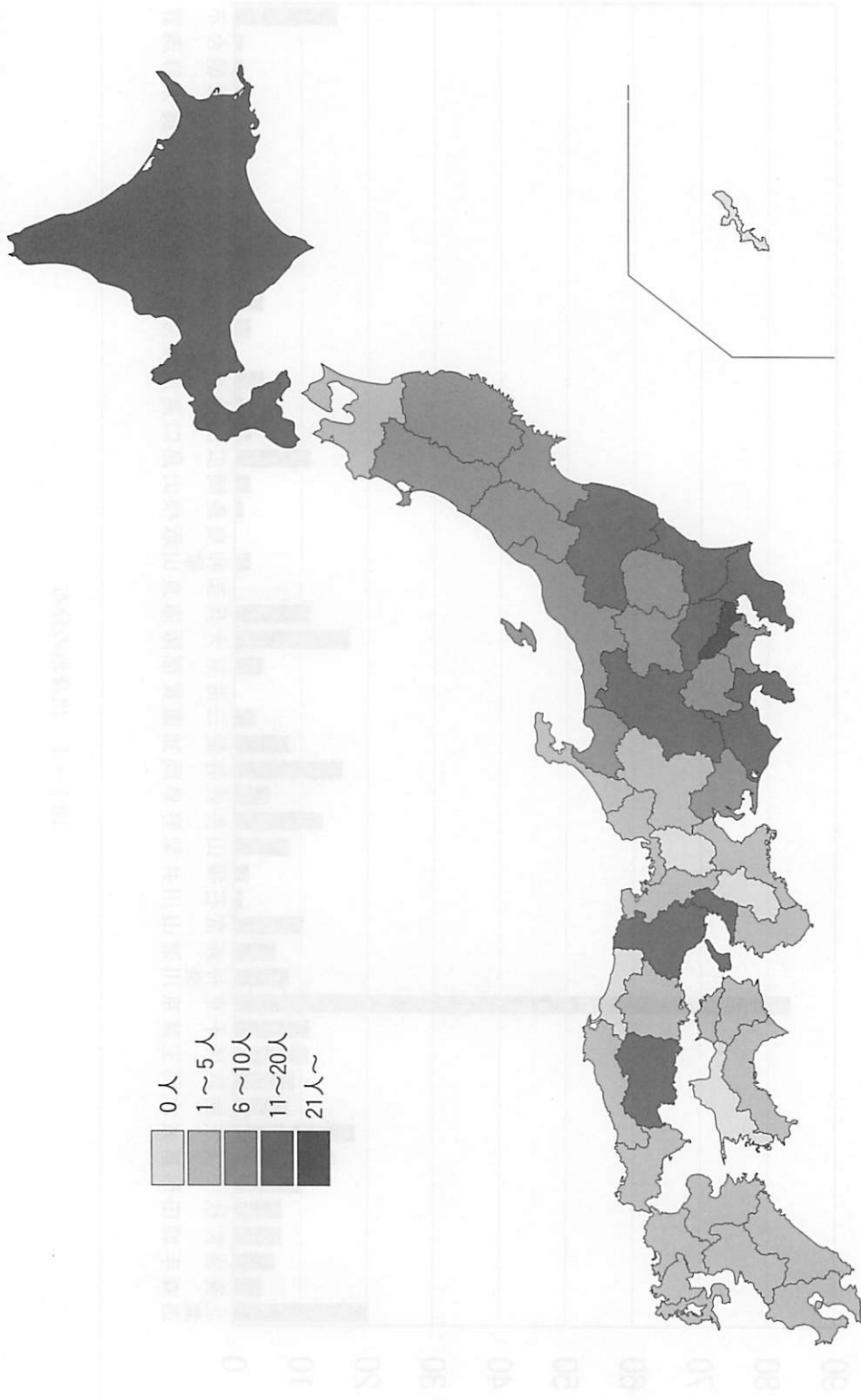
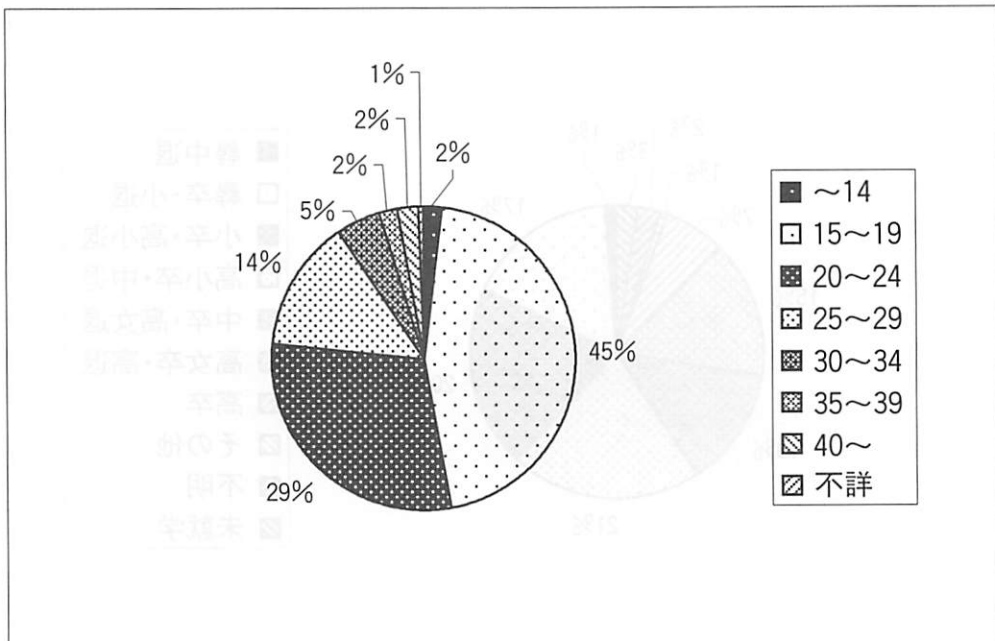
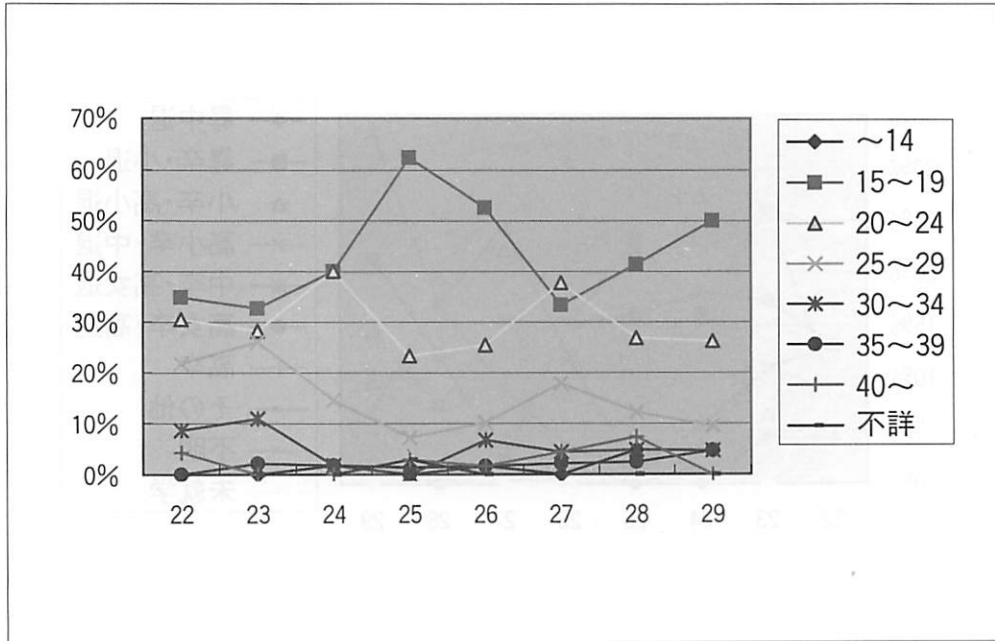
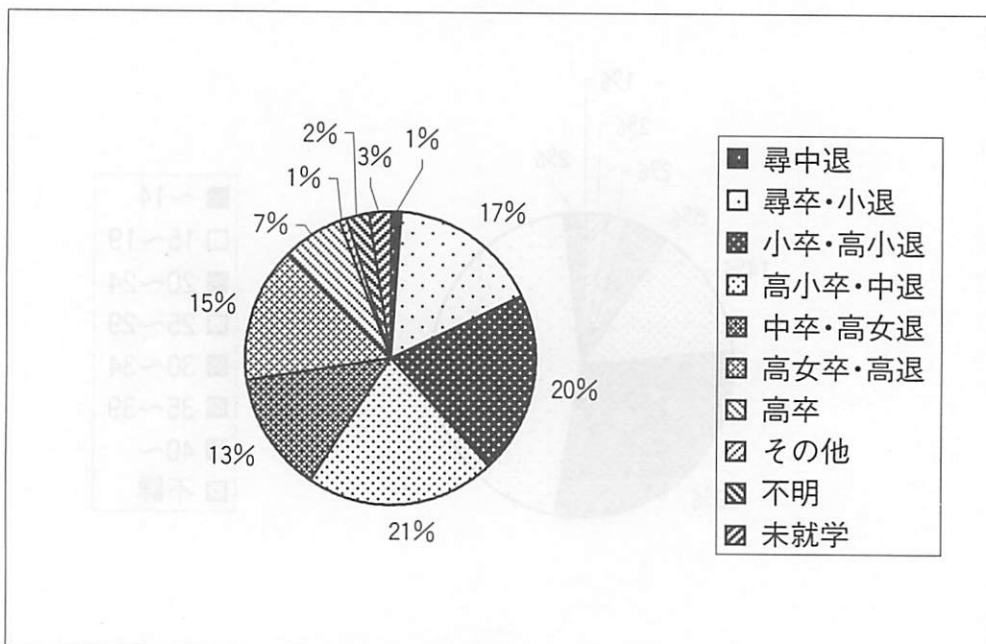
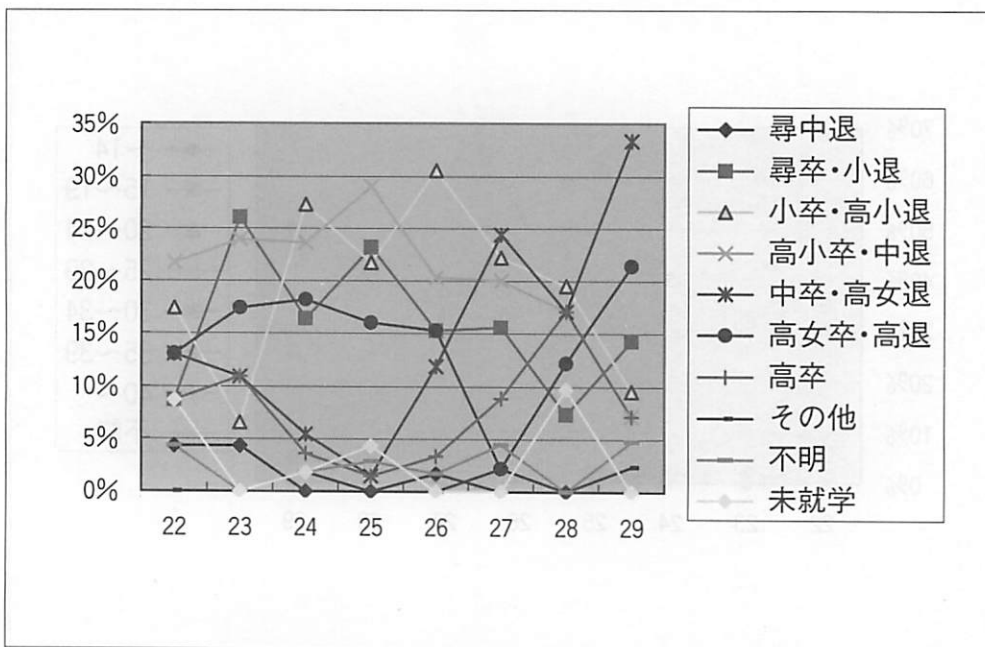


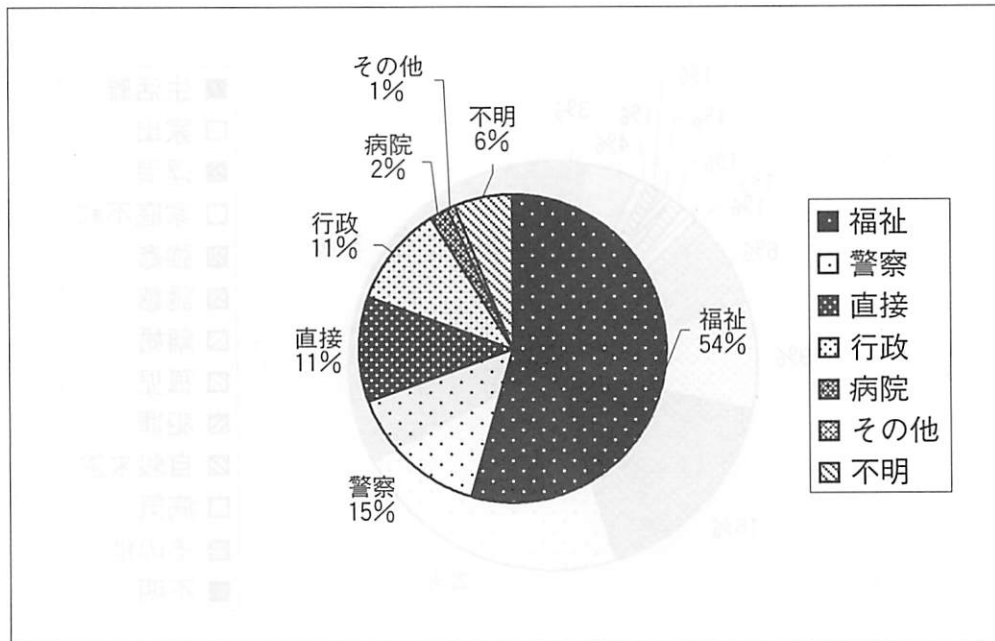
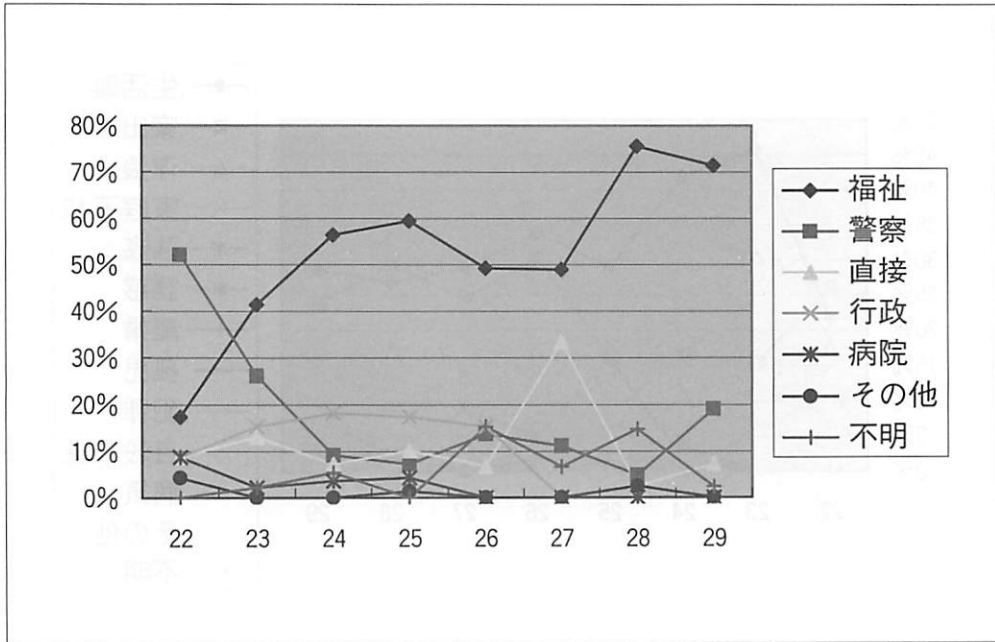
図1-2 出身地の分布



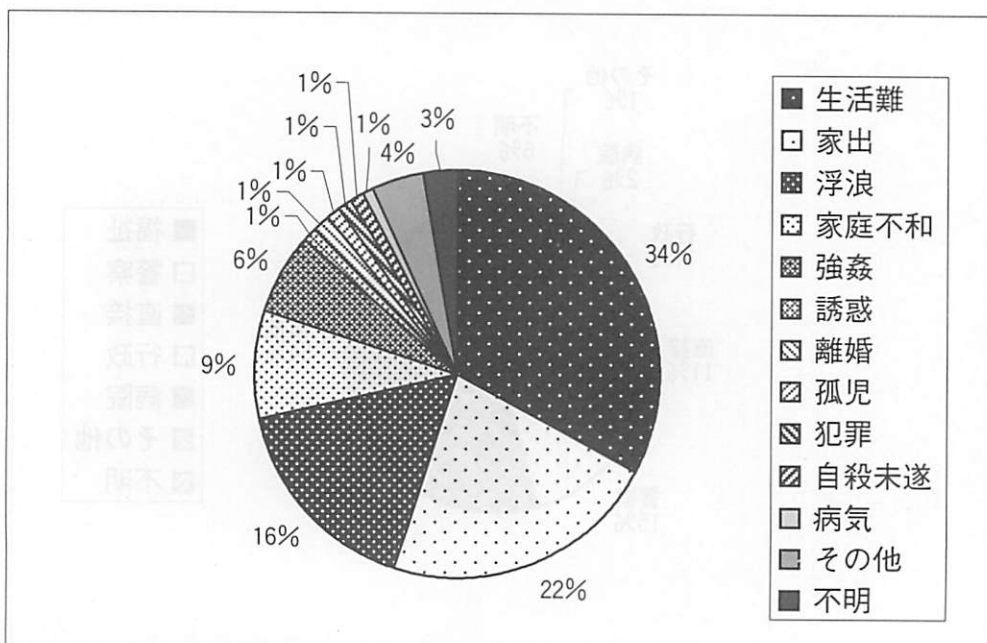
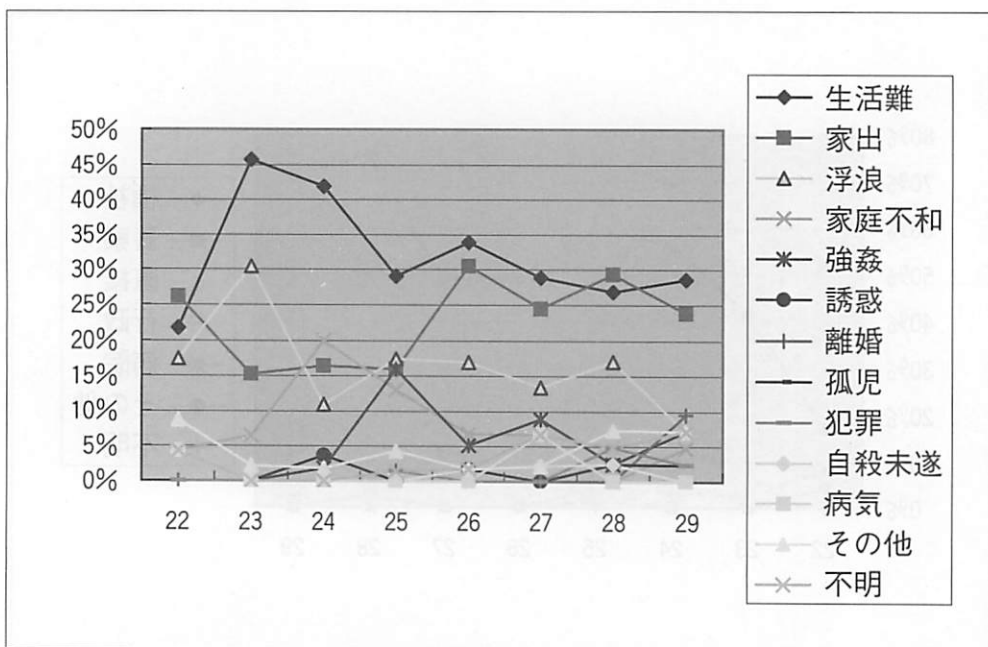
図II-1, 図II-2 受入時の年齢



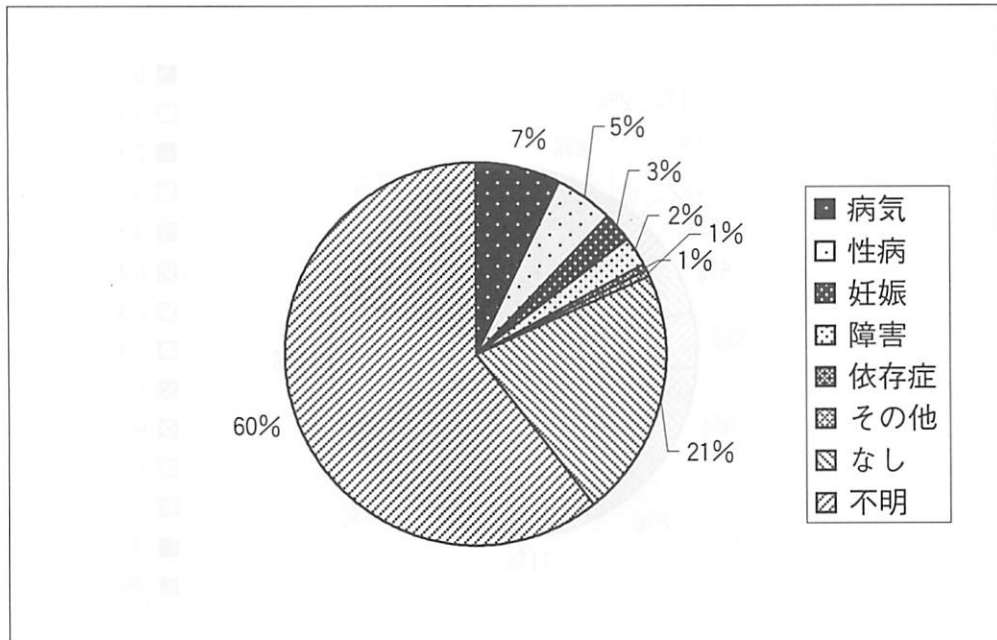
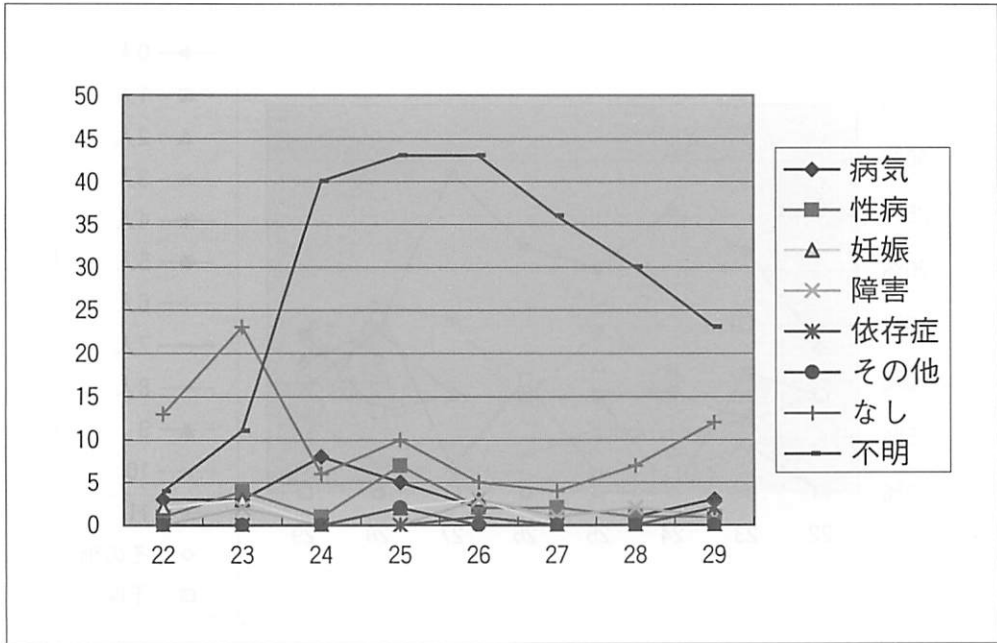
図Ⅲ-1, 図Ⅲ-2 学歴



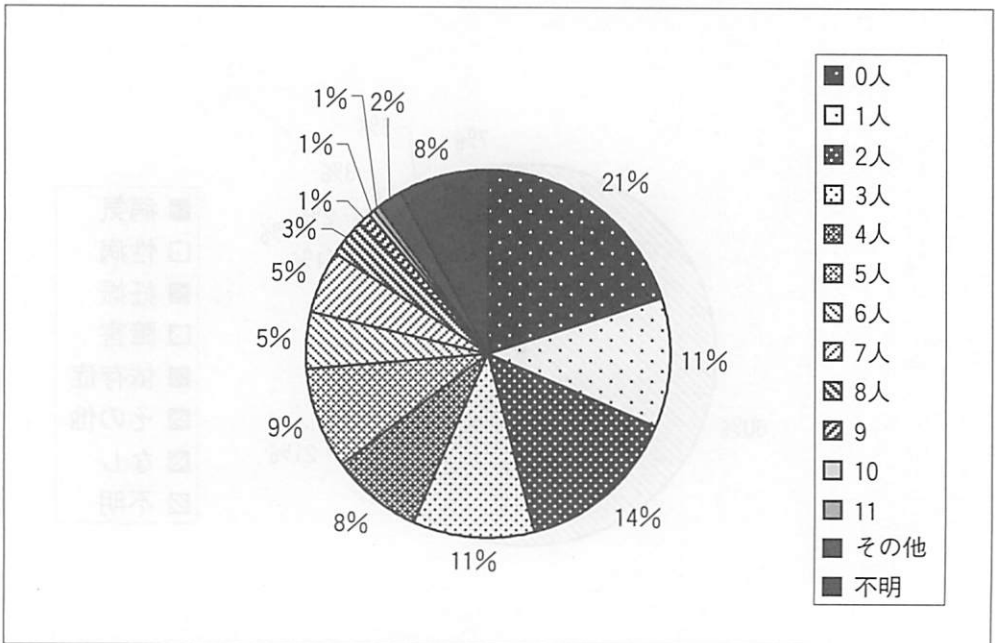
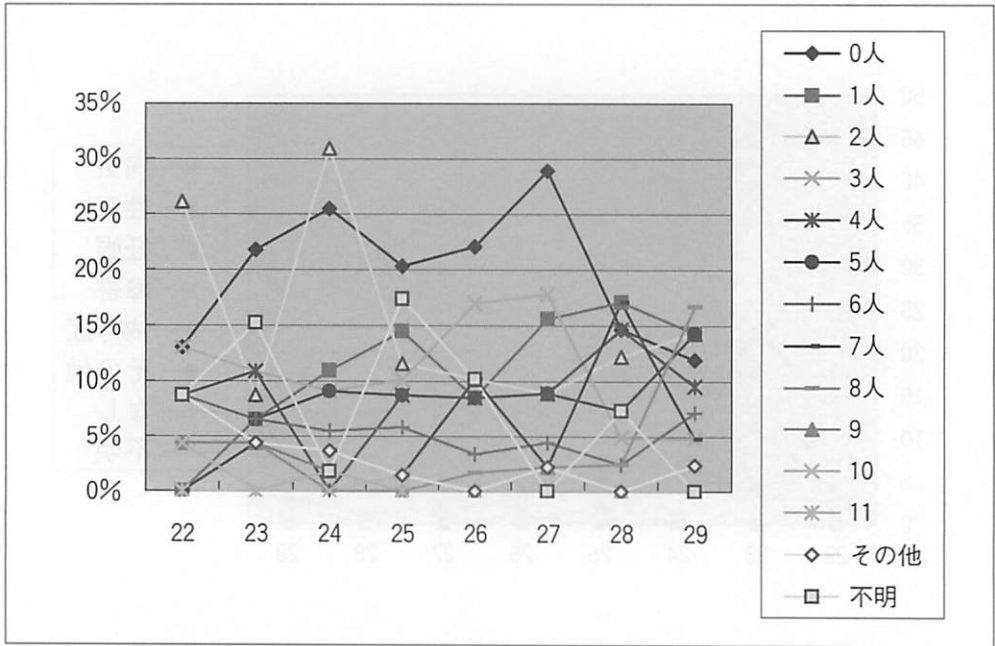
図IV-1, 図IV-2 相談経路



図V-1，図V-2 利用事由



図VI-1, 図VI-2 健康状態



図Ⅶ-1, 図Ⅶ-2 家族状況

参考文献：

- 1 アジアの児童買春阻止を訴える会，アジアの子ども買春と日本，明石書店，1996
- 2 有泉・団藤編，売春，法学新書 1，1956
- 3 岩波講座 現代の法 11 ジェンダーと法，岩波書店，1997
- 4 兼松左知子，閉じられた履歴書，朝日新聞社，1990
- 5 河田貞子，婦人保護施設「G.」の援助，新しい家族 第29号，1996
- 6 The Women's Caucus for Gender Justice, Public Hearing on Crimes Against Women in Recent Wars and Conflicts A Compilation of Testimonies, 2000
- 7 城田すず子，マリヤの賛歌，かにた出版部，1971
- 8 庄司ほか，非婚出産女性の自立条件に関する研究—社会的援助過程との関連を中心に—，1993
- 9 新宿区地域女性史編纂委員会編，新宿 女たちの十字路，ドメス出版，1997
- 10 総合女性史研究会編，史料にみる日本女性のあゆみ，吉川弘文館，2000
- 11 総理府編，売春対策の現況，ぎょうせい，1986
- 12 田中弘子ほか，さまざまな性，大月書店，1994
- 13 田中弘子，「婦人保護事業」の拡大する役割と現代的意義，新しい家族 第29号，1996
- 14 田中弘子，第4章 自立への援助，G. に生きた女性たち，ドメス出版，1997
- 15 田中弘子，うちがわから見る新宿～居場所，共生，さまざまなセクシュアリティ～，ウィズ新宿 No. 73，2000
- 16 田中弘子，「売防法」と「DV法」，G だより 第21号，2001
- 17 東京都S福祉事務所，要保護女子についての調査，1971
- 18 東京都民生局，東京都の婦人保護，1973
- 19 東京都民生局婦人部，東京都婦人更生資金借受者実態調査，1962
- 20 東京都民生局婦人部，外国の売春対策の現況，1970
- 21 波田・平川，シェルター，青木書店，1998
- 22 F.デラコステ・P.アレキサンダー，セックス ワーク 性産業に携る女性たちの声，バンドラ，1993 (F. Delacoste, P. Alexander, SEX WORK, 1987)
- 23 林千代・(株) G 編『G に生きた女性たち』女性福祉理論研究会，1997
- 24 林千代編／婦人福祉研究会著『現代の売買春と女性』ドメス出版，1995
- 25 林千代・堀千鶴子（女性福祉研究会）編著『婦人福祉委員会から婦人保護委員会へ—全国社会福祉協議会のとり組みに関する資料集—』，2000
- 26 P. プリチャー，石井訳，私は娼婦じゃない，めこん，1994
- 27 Mary R. Jackman, Gender, Violence and Harassment, Handbook of the Sociology of Gender, Kluwer Academic / Plenum Publishers, 1999
- 28 リン・リーン・リム編著，セックス「産業」東南アジアにおける売買春の背景，日本労働研究機構，1999 (International Labour Organization, THE SEX SECTOR: The economic and social bases of prostitution in Southeast Asia, 1998)
- 29 藤野 豊，性の国家管理 買売春の近現代史，不二出版，2001
- 30 藤目ゆき，性の歴史学，不二出版，1999
- 31 編集復刻版，買売春問題資料集成 [戦前編] 第1巻 廃娼運動編 I [1872～1911]，不二出版